

居宅介護支援事業所管理者様

千葉市保健福祉局高齢障害部
介護保険管理課長

新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う要介護認定事務の令和5年9月中の取扱いについて

日頃より、本市保健福祉行政にご理解とご協力を賜り、お礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定事務については、令和5年1月25日付けで当課から発出しました「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定事務の今後の取扱いについて」にてお示ししたとおり、有効期間満了までに訪問調査を行うことが困難である旨の申出があった場合は、要介護認定及び要支援認定の有効期間を「職権で12か月延長」する対応をとっております。

この件について、新型コロナウイルス感染症が5類に変更された本年5月8日以降、新規感染者数が最多となっている今般の感染状況を踏まえ、更新申請に係る事務取扱いを本年2月以前と同様とし、下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

1 今後の取扱い

令和5年10月31日までに認定有効期間満了を迎える更新申請を受けたときは、原則として訪問調査を行うものとしますが、申請者や施設の意向により、面会が困難な場合は、臨時的取扱いを行うことも可能とします。

※ 臨時的取扱いは、あくまでも「新型コロナウイルス感染拡大防止」を目的とした措置であり、これ以外の理由、例えば「前回の認定申請時から状態が変わっていない」こと等を理由として適用することはできませんので、改めてご留意ください。

2 手続き

臨時的取扱いを希望する申請者にご案内していた「新型コロナウイルス感染症に係る要介護・要支援認定（更新）申請への臨時的取扱い適用申出書」の提出は不要とします。

3 備考

- (1) 長期間にわたって申請者の心身の状況等を適正に把握・評価することができない状態は好ましくないため、前回の更新申請時に臨時的取扱いを適用した被保険者に対しては、できる限り続けて適用しないようお願いいたします。
- (2) 今後、対応の変更や見直しが必要となった場合は、改めて通知します。

(問合せ先)

千葉市保健福祉局高齢障害部介護保険管理課

TEL : 245-5206 FAX : 245-5623

Mail : kaigohokenkanri.HWS@city.chiba.lg.jp